

答申第97号
平成26年2月20日

大阪府知事様

大阪府環境審議会会長



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成26年2月20日付け環衛第2088号で諮問のあった標記については、平成26年2月20日開催の平成25年度第2回大阪府環境審議会温泉部会での審議の結果、別紙のとおり答申します。

別紙

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東大阪市長堂三丁目4番21号
株式会社春成 代表取締役 岩本 賢成
- (2) 申請地 東大阪市長堂三丁目76番2
- (3) 答申内容 本申請については、600メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市淀川区西中島五丁目14番10号
株式会社スリーワイ・エム・ディ 代表取締役 松田 吉博
- (2) 申請地 大阪市淀川区西中島五丁目14番7
- (3) 答申内容 本申請については、500メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。

3 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 大阪市淀川区西中島三丁目23番9号
株式会社ビーバーレコード 代表取締役 春田 幸裕
- (2) 申請地 大阪市鶴見区緑地公園654番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。